

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第110号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年6月16日 08時40分ごろ	
発生場所	三重県津市津港 贅埼灯台から真方位328° 420m付近 (概位 北緯34° 42.8′ 東経136° 31.3′)	
事故等調査の経過	平成22年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 洒海丸 ^{しかい} 、19トン 273-3082三重、高砂建設株式会社 B 台船 398、66トン C 漁船 第11大観丸 ^{だいかん} 、14トン ME2-5259（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし C 右舷外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船を押航し、津港岸壁前面で着岸作業中、平成22年6月16日08時40分ごろ、同岸壁に無人で係留中のC船の右舷船首部とA船の右舷船尾角とが接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	A船の着岸予定岸壁の前面海域は、狭くて複数の船舶が係留中であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押航して津港岸壁前面で着岸作業中、船長Aが、同岸壁に係留していたC船等の位置を考慮した適切な操船を行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押航して津港岸壁前面で着岸作業中、C船が同岸壁に係留中、船長AがC船等の位置を考慮した適切な操船を行わなかったため、A船とC船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	